

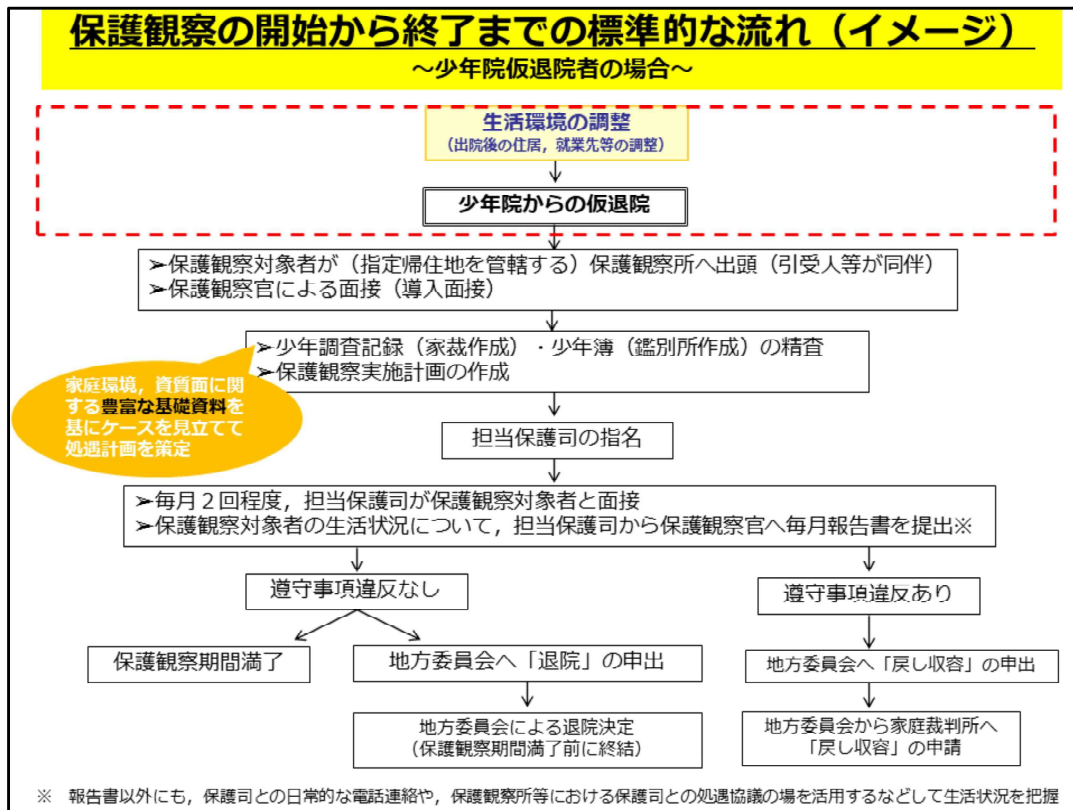
令和2年6月10日(水)
法制審議会 少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会 第25回会議

少年院仮退院者に対する 保護観察の実情について

法務省 東京保護観察所

(目次)

	(ページ)
保護観察の開始から終了までの標準的な流れ(イメージ)	2
少年院在院者に対する生活環境の調整	4
重大事件を起こした少年に対する処遇	5
問題性に応じた処遇の内容	6
少年院仮退院者に対する保護観察の特徴	7
保護司の立場から見た少年院仮退院者に対する保護観察	10
台東区保護司会 会長 保護司 針谷 修(はりやおさむ)	

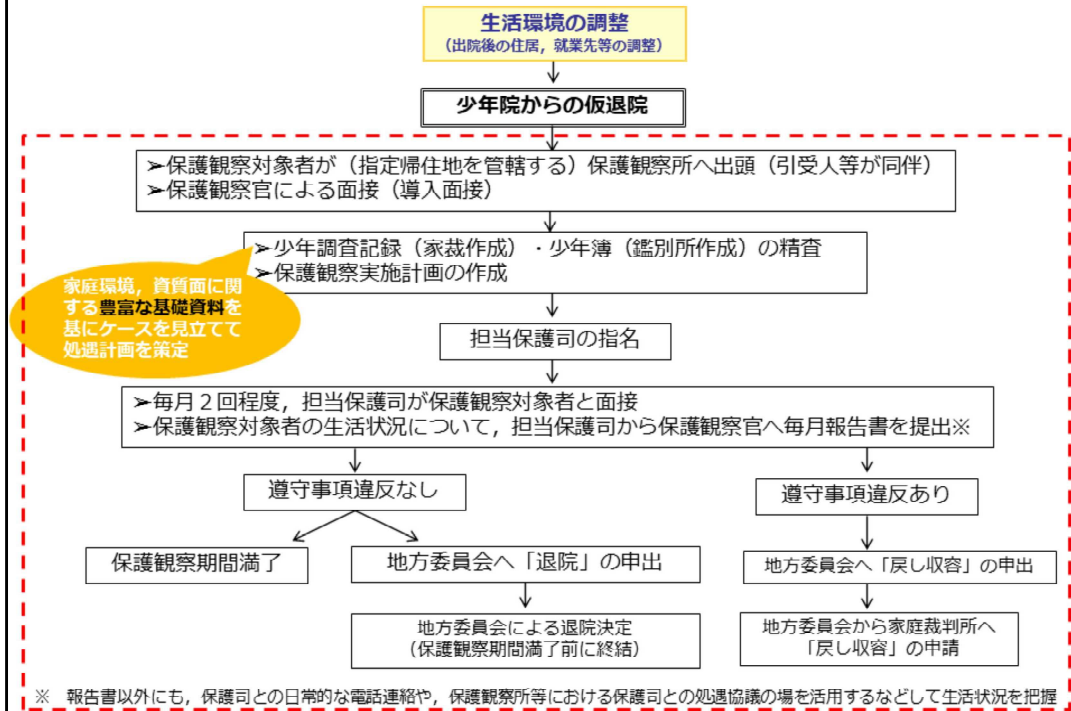


この図は、少年院仮退院者に対する保護観察の標準的な事務の流れを示したものです。

まず、少年院からの仮退院に先立って、少年が少年院に入院した直後から、保護観察官や保護司による生活環境の調整が行われます。少年院に収容される少年は、家庭や交友関係等、生活環境に問題を抱えている場合が多く、元の生活環境に戻しては、再非行に及ぶおそれが大きいこともあることから、仮退院後のより適切な居住場所の確保や、家族関係の調整、就業先の確保などといった生活環境の調整が重要になります。具体的には、保護観察官や保護司が、少年の帰住予定先を訪問して保護者等の家族と面接するなどし、少年の出院後の住居や就業先の確保等の調整を行ったり、少年院に出向いて少年と面接を行い、出院後の生活の意向を確認したりします（生活環境の調整の詳細については、4ページも参照）。

保護観察の開始から終了までの標準的な流れ（イメージ）

～少年院仮退院者の場合～



地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院が認められると、少年院仮退院者は、引受人同伴のもと、帰住地を管轄する保護観察所に出頭し、担当の保護観察官の初回面接(導入面接)を受けます。保護観察官は、初回面接の結果に加え、生活環境の調整において把握した事情や、家庭裁判所や少年鑑別所が作成した少年院仮退院者の家庭環境や資質面に関する様々な資料を精査し、少年院仮退院者の性格や問題性に適した処遇方針等を記載した「保護観察の実施計画」を作成します。その後、一般的には、生活環境の調整を担当した保護司が、保護観察においても担当の保護司として指名されます。

担当保護司は、月に2回程度、少年院仮退院者と面接を行うなどして、その生活状況を把握し、就労、家族関係、交友関係等生活全般について指導や助言を行い、その結果を、定期的又は随時に、担当の保護観察官に報告します。また、担当の保護観察官も、必要に応じて少年院仮退院者を保護観察所に呼び出し、直接面接指導を行います。

少年院仮退院者に対する保護観察は、保護観察期間が満了する場合のほか、少年院仮退院者が健全な生活態度を保持しており、保護観察を継続しなくとも確実に改善更生できると認められる場合になされる退院決定により終了する(良好措置)ほか、遵守事項違反があったときに少年院に戻して収容され、終了する場合(不良措置)、再非行などにより、この保護処分そのものが取消しとなる場合もあります。

少年院在院者に対する生活環境の調整

① 帰住予定地への訪問,
家族等との面接

◎ 帰住に関する問題解消,
家族等との関係調整

② 少年院への定期的な訪問,
少年との面接・担当官との
協議

◎ 対象者の状況把握,
出院後の希望聴取等

③ 保健, 医療, 福祉, 教育
等の関係機関との処遇協議

◎ 出院後の社会資源の調整

生活環境調整の内容は大きく3つあります。

① 帰住予定地の訪問, 少年の家族等との面接

重大な事件(被害者が亡くなった事案やそれに準ずる重大な結果がもたらされた事案)を起こした少年については, 少年の家族が引受けに難色を示したり, 地元で事件の風評が広まっていたりするなどして, 帰住先の調整が難航することが少なくありません。

そこで, 保護観察官及び保護司が, 他の事件以上に引受人や家族等のもとを積極的に訪問して面接を行い, 少年の引受けにおける不安や帰住を困難にする問題点の解消を図るとともに, 少年と家族の心的交流が図られるよう助言等を行います。

② 少年院等への定期的な訪問による少年との面接・担当官との協議

保護観察官及び保護司は, 少年との面接や少年院の担当官との協議を通じて, 少年院における矯正教育の状況や少年の希望, 社会生活上の心配事などを把握して, 少年院仮退院後の保護観察に円滑に移行できるよう準備を整えます。

③ 保健, 医療, 福祉, 教育等の関係機関の担当者等が参加する処遇協議

保護観察官及び保護司は, 必要に応じ, 少年院・少年鑑別所の担当官や保護者・引受人のほか, 関係機関の担当者等を交えた処遇協議を行うことにより, 保健, 医療, 福祉, 教育その他の少年が活用できる社会資源の利用の調整を進めることもあります。

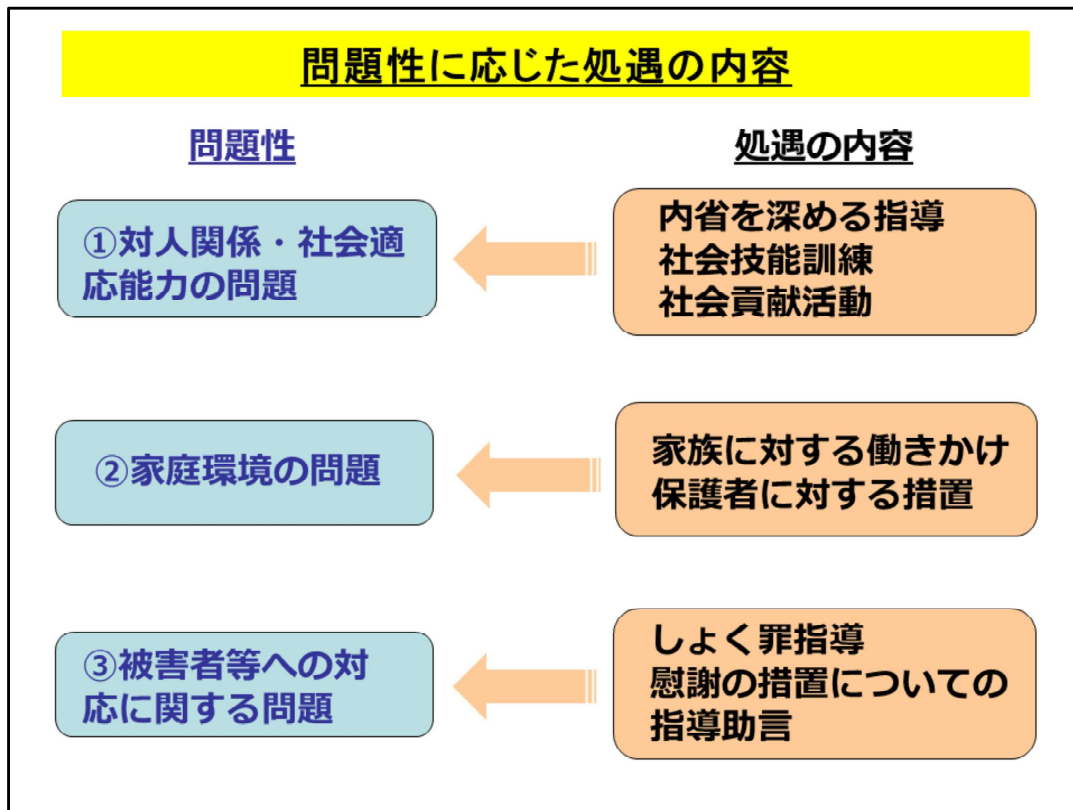
重大事件を起こした少年に対する処遇

- **処遇の困難性**に応じて処遇態勢や内容を検討
- **重大事件を起こした少年**については、**最も処遇が困難**とされる者として対応
 - (保護観察官)
 - ・初回面接後、2週間～1か月で再度面接
 - ・その後も3か月に1回以上面接
 - (担当保護司)
 - ・毎月2回以上、保護司宅での面接
 - (保護観察官又は担当保護司)
 - ・毎月1回以上、対象者宅を訪問
- **頻繁な接触**により、対象者の**状態を把握**

保護観察における処遇は、個々の保護観察対象者の問題性に応じて、その改善更生のために最もふさわしい方法で行うこととされており、処遇の困難性に応じて柔軟に処遇の態勢や内容を変えています。

特に、重大事件を起こして少年院送致となった少年については、最も処遇が困難な類型に当たる者として、この図に記載されているような頻度で保護観察官又は保護司による面接・訪問を実施し、少年院仮退院後の生活状況の把握や生活全般にわたる指導助言を行っています。

このような頻繁な接触を通して、少年院仮退院者の生活状況を詳細に把握し、心身の状態を理解することにより、その改善更生の程度や再非行のおそれにかかる状態の変化を適時に把握することに努めています。



重大事件を起こした少年院仮退院者については、以下のような問題を抱えていることが多いことから、それらの問題に対応した処遇を実施しています。

①対人関係や社会適応能力の問題

少年院仮退院者の内省を深めて他者の気持ちを理解する力を養うための指導や、社会技能訓練、社会貢献活動等を通じて社会生活への適応を促進するための指導を行っています。

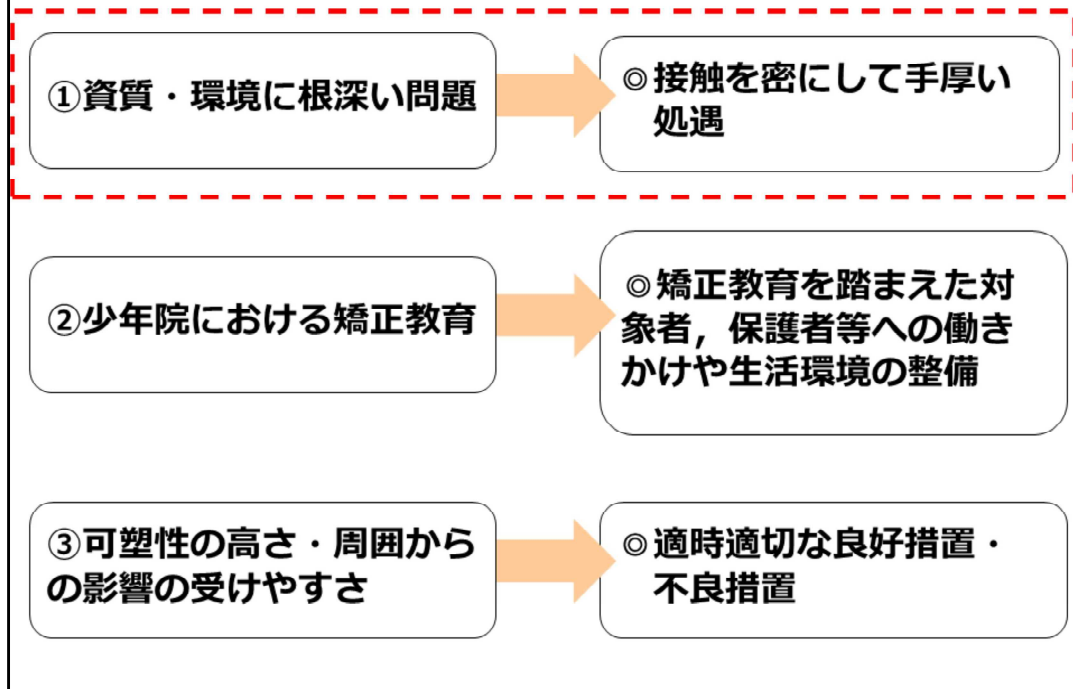
②家庭環境の問題

元々家庭環境に問題を抱えていたり、非行をきっかけに家族との関係にあつれきが生じたりしている場合も多いことから、少年院仮退院者と家族の関係や、家族の少年院仮退院者への接し方を指導するため、家族を対象とした継続的な働き掛けを行ったり、必要に応じて、更生保護法59条の保護者に対する措置をとることもあります。

③被害者等への対応に関する問題

被害者を死亡させたり、重篤な被害を与えたような事案においては、少年院仮退院者に非行の重大性を深く認識させ、しよく罪の意識を育てるための指導を行うほか、被害弁償や慰謝の措置などについて指導・助言をするなどしています。

少年院仮退院者に対する保護観察の特徴



少年院仮退院者に対する保護観察の主な特徴についてです。

① 資質・環境上の根深い問題を抱えていること

少年院に収容される者は、一般に保護観察処分に付された者よりも、資質・環境に根深い問題を抱えている場合が多く、重大事件を起こした者については、その傾向がより一層顕著です。

そのため、少年院からの仮退院後の保護観察においては、接触を密にして少年院仮退院者の状態や心情の変化を把握し、手厚い処遇を行うこととしています。

少年院仮退院者に対する保護観察の特徴

①資質・環境に根深い問題

◎接触を密にして手厚い
処遇

②少年院における矯正教育

◎矯正教育を踏まえた対
象者，保護者等への働き
かけや生活環境の整備

③可塑性の高さ・周囲から
の影響の受けやすさ

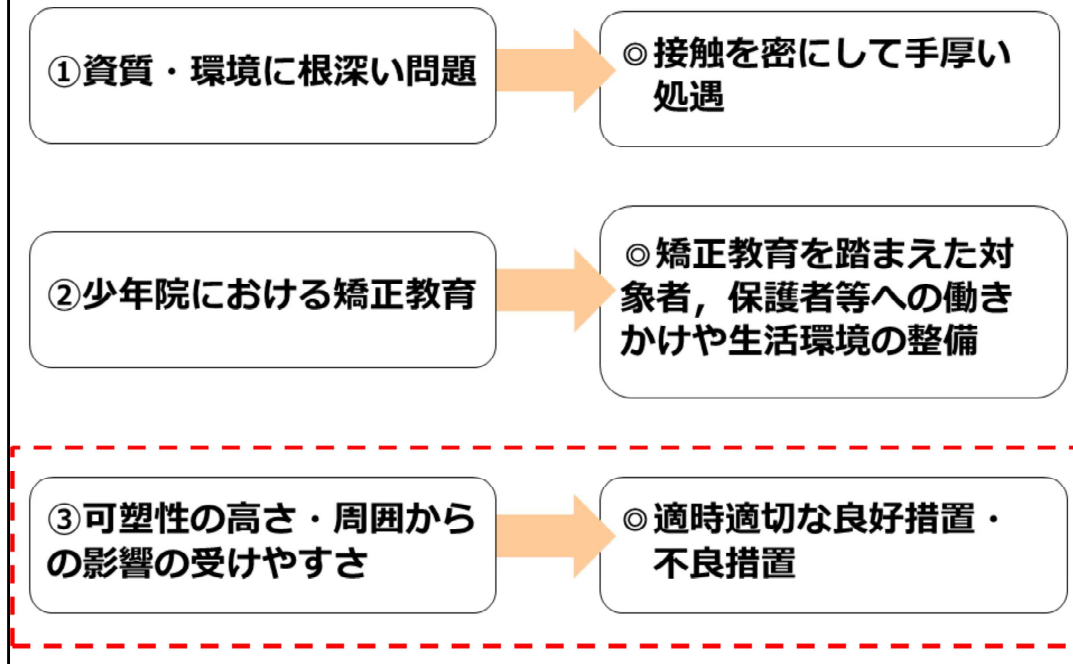
◎適時適切な良好措置・
不良措置

②少年院における矯正教育を受けていること

少年院における矯正教育を受けていることから、改善更生が進んでいる上、相当期間、不良交友等の周囲の悪環境から遮断されているという状況を利用し、仮退院後においても少年院で身に付けた規則正しい生活習慣を維持し、保護観察官や保護司の指導等を受けることで、少年の更生が一層進むことにつながります。いったん少年院に入ることによって得た改善更生のきっかけやモチベーションをいかにして持続させるかが重要です。

そのため、保護観察官や保護司が直接少年に働き掛けることに加え、保護者等の家族に対する働き掛けや、就労・修学支援等により、少年院仮退院者にとって望ましい環境作りをしていくことが重要となります。

少年院仮退院者に対する保護観察の特徴



③少年の可塑性が高い一方、周囲からの影響を受けやすいこと

少年は可塑性が高いことから、保護観察官や保護司の働き掛けによって、改善更生が大きく進む場合が少なくありません。そのような場合には、退院決定によって仮退院中の保護観察を早期に終了させることにより、一層少年の自信や更生の意欲を高めることが有効です。実務上、少年院仮退院者についても、保護観察が1年程度良好に経過した場合には、退院決定がなされることは少なくありません。

他方、少年は周囲からの影響を良くも悪くも受けやすいという一面があるため、保護観察官や保護司の働き掛けを行ってもなお、少年院仮退院者が様々な要因から再び悪環境に身を置き、遵守事項違反に及ぶこともあります。そのような場合には、再び少年院に収容することによって悪環境から切り離れた上で、改めて密度の濃い処遇を行って再非行の防止と改善更生を図ることが、本人のためにも必要となります。また、実際に不良措置をとるに至らなくとも、再び少年院等へ収容される可能性があるという枠組みが存在すること自体が、少年院仮退院者に問題行動を自制させるに当たって重要な機能を果たしています。

保護司の立場から見た少年院仮退院者に対する保護観察

台東区保護司会 会長
保護司 針谷 修

1. 少年院仮退院者に対する保護観察の実情

(1) 家庭内の非行の事例

- ・ 家族への対応の困難さ
- ・ 信頼できる大人の必要性

(2) 暴走族による非行の事例

- ・ 周囲の環境の重要性
- ・ 自己変革を支えること

2. まとめ

- ・ 粘り強く少年と向き合うこと
- ・ 少年と同じ目線で「伴走」しながら見守ること

「保護司の立場から見た少年院仮退院者に対する保護観察」御説明

保護司の針谷修と申します。私は、昭和51年から高校の教員として働きながら、平成8年から縁あって保護司として活動するようになりました。これまで24年間、保護司として活動してきたこととなります。

2年前に教員を退職してからは、台東区保護司会の会長を務めています。

本日は、少年院仮退院者に対する保護観察について、私の経験も交えてお話させていただきます。

まず、少年が少年院から仮退院し、最終的に退院の決定がなされたケースについて、印象に残っているところをお話させていただきます。

一つ目の事例は、少年が、しつけとして幼少期から父親による体罰や厳しい叱責を受けていたなど家族関係に問題がある事案でした。私は、少年が少年院に在院中、実際に少年の父親と会ってみたところ、「自分が少年と話をすれば解決する。」とか「保護司に何ができるのか。」などと、私の話には聞く耳を持たずに一方的に自分の考えを言ってきました。結局、少年が仮退院してくるまでに何度も両親と面接をしましたが、この父親の態度が変わることはありませんでした。

少年院を仮退院となり、保護観察が始まった後、私は、少年との面接のために少年宅を訪問したのですが、父親の保護観察や保護司に対する理解は得られず、父親が出てきて少年と会わせてくれないこともありました。父親は少年にも高圧的で、母親も父親に対しては何も言えないという感じでした。私は、少年が、誰か信頼して話のできる大人を求めているのではないかと考えました。そこで、私は、できるだけ少年と同じ目線に立って接することで、少年にとって信頼できる大人になろうと考えました。

私は、何度も少年に電話をかけて、じっくりと丁寧に話を聞くことを続けました。

また、仮退院後1年くらい経った頃だったと思いますが、私は、少年が公園で、一人でテニスの壁打ちをしているのを見かけました。私は、テニスの経験があり、高校でテニス部の顧問も務めていたので、少年に対し、「今度一緒にテニスをやろう。」と声をかけました。私は、約束の日に、少年がちゃんと来るか若干の不安を抱きながらテニスコートに行ったのですが、少年は約束の時間よりも早く来て私を待っていました。まだ10代で体力がある少年とテニスをして私はへとへとになりましたが、少年は生き生きとしているように見えました。

このような経験を通じ、少年は、同じ目線に立ってじっくりと話を聞いてもらうことで、信頼できる大人に見守ってもらっていると実感することができたり、また、体力面など、大人より優れている面があるということも実感することができたのではないかと思います。

この少年と父親の関係が劇的に改善するということはありませんでしたが、

父親も、徐々に少年が変わっていく様子を見て何か感じたのか、私が少年宅を訪問しても何も言わなくなっていました。そして、仮退院後1年半ほどで、この少年に退院の決定がされ、保護観察は終了しました。

今お話した少年は、家庭環境に問題があったものの、非行自体はそれほど進んでいない少年でしたが、過去には、非行を繰り返す暴走族の少年を担当したこともあります。

この少年は、少年院から仮退院後、再び暴走族仲間と連絡を取り、面接の約束があった日に現れなかったこともありました。それでも何とか少年と連絡を取って、保護観察官からも面接に応じるよう指導いただいたりしました。しばらくして、少年は営業の仕事に就くことができました。最初のうちは、何かと理由をつけて仕事を休むこともありましたが、そのようなときには、もう少し続けてみるように励ましたりしました。そして、仕事で契約を取ることができるという成功体験をしたことや、続けてみたら実はその仕事が性に合っていたということもあったのか、真面目に仕事に通うようになりました。すると、少年はびっくりするくらい普段の言葉遣いも丁寧になり、服装や身なりも仮退院当初とは見違えるほどに変わりました。この少年は、所属していた暴走族から抜けるだけでなく、グループ自体を解散させました。それ以降、この少年が犯罪や非行をしたとは聞いていません。この少年のように、不良仲間と一緒にいて非行をしていたものの、例えば仕事中心の生活をするなど、周囲の環境の変化や、職場で評価される経験などを得られることによって驚くほど良くなるというケースは、18、19歳の場合でも少なくありません。よく言われる「居場所」と「出番」があることは、改善更生に必要な不可欠だと実感しています。

私の教師としての経験も交えてお話すると、悪くなる子というのは、だいたい中学2年生くらいから17歳くらいまではどんどん悪くなっていきます。しかし、18、19歳になってくると、周りに社会に出て働き始める仲間が出てきて、社会を意識し始めます。そうなったときに、自分も社会の一員になるのだという方向に少年自身の気持ちを持って行くことができれば、変わるきっかけになります。このようなときこそ、私たち保護司がそばで支えることが一番必要なときなのではないかと思います。つまり、不良仲間から再び悪い環境に引き戻されることなく、自分も社会の一員になるのだという気持ちを維持できるように支えてあげれば、少年は更生の道を歩んでいくことができるのです。今お話した暴走族の少年についても、仕事に就き、自分と同年代でも悪さをしたり、ぶらぶらしたりしているのではなく、社会に出て働いている人がいるのを知り、自らも一生懸命努力したこと、そして暴走族という悪い環境を断ち切ったことが、一番の変わるきっかけになったのだと思います。

少年自身には、自分の力で変わっていくことができる可能性があります。そして18、19歳も変わるきっかけがある大事な時期だと感じています。

最後に、少年院仮退院者に対する保護観察について、私が日頃感じていることをお話したいと思います。

少年院に入った少年というのは、やはり、非行を繰り返していたり、家庭や心身の状況に困難な問題を抱えていたりすることが多いと思います。そのため、一筋縄でいかず、粘り強く少年と向き合っていくことが必要な場合が多いと感じています。このことは、いわゆる重大な事件を起こした少年だけでなく、一見ささいに見える万引きなどを繰り返して少年院に入った少年についても言えることです。どのような事件を起こした少年であっても、本人の性格・能力や家庭環境に複雑な問題を抱えていたり、事件を起こす前に何度も非行を繰り返していたりするような場合は、一度環境から引き離して少年院でしっかり教育してもらいながら、家族を含めて働きかけを行うことが必要だと考えています。

また、少年院の中では規則に従って生活することができていても、先ほどの暴走族の少年の例のように、仮退院後すぐに悪い友達と交友を持ってしまったり、家庭や学校、職場での失敗から再び非行に走ってしまう危険はたくさんあります。そんなときに歯止めになるのが、保護観察官による直接の指導であったり、遵守事項を守らなければ少年院に戻されることもあるという保護観察の仕組みそのものであったり、そばで見守り続ける保護司の存在であると考えています。少年と向き合うにあたって、私は、少年に対して指導をするという上からの目線ではなく、本人の求めをうまくキャッチした上で、寄り添い、伴走するという意識を持って、同じ目線の高さで話をすることが大事だと思っています。そのように接することで、少年は保護司を相談相手として頼ってくれます。何年も前に保護観察を終了した少年でも、ときどき電話をかけてきたり、訪ねてくる者もいます。保護観察が終わった後も、彼らが地域で暮らしていく中で困難にぶつかったときに何らかの力になることができれば、保護司としてこんなにうれしいことはありません。

少年には、自分の力で変わっていくことができる可能性があります。大人は、少年を変えるのではなく、変わっていかうとする少年をあたたく見守り、支えていくことが大事だと思います。ただ、そのためには、働きかけを行うことのできるある程度の時間も必要です。私の経験では、1年から2年くらいあれば、何かしらのきっかけを得られると感じています。

私たち保護司は、どんなに少年の非行が進んでいたり、家庭環境に複雑な問題があったりしても、このような働きかけを行うことで、少年が立ち直りのきっかけを得て、更生の道を歩んでいくことができると信じて日々少年と向き合っております。

以上